

## 規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則一七一―三六

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七一―四）の一部を次のように改正する。

別表第一中「社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団」を「社会福祉法人埼玉県社会  
地方独立行政法人埼玉県

福祉事業団  
立病院機構」  
に改める。

別表第二中「一般財団法人救急振興財団」を「一般財団法人救急振興財団  
一般財団法人国土技術研究センタ

」に改め、「独立行政法人国際交流基金」を削る。

### 附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。